

# 熊 本 県

## 法人県民税及び法人事業税の税額一覧

(平成26年10月から適用)

### 1 法人県民税

#### (1) 法人税割

熊本県では、法人税割の超過課税を行っています。しかし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下(事業年度が1年に満たない場合は月割り計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)の法人等は、標準税率となる不均一課税を行っています。

なお、本県以外の都道府県にも事務所等が所在する法人の場合、法人税割額は当該法人の法人税額を、事務所等に係る従業者数であん分した額に税率を乗じます。

区 分	税 率	
	H26.9.30ま でに開始す る事業年度	H26.10.1 以 後に開始す る事業年度
(1) 下記(2)以外の法人(清算所得に対する法人税を納める法人を含む。)	法人税額の 5.8%	4.0%
(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 法人でない社団又は財団で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 中小企業者、農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人(合併の日の属する事業年度以降3箇年度)で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人	法人税額の 5.0%	3.2%

1 平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

2 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されることに伴い、税率が引き下げられました。地方法人税の詳細については、税務署へお問い合わせください。(予定申告の経過措置については、2 法人事業税をご参照ください。)

#### (2) 均等割

資本金等の額の区分	標準税率	超過税率	合計
公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外 収益事業を行う人格のない社団等 一般社団法人及び一般財団法人 公益社団法人及び公益財団法人 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。～を除く。) 資本金等の額が1千万円以下	年20,000円	年1,000円	年21,000円
資本金等の額が 1千万円超 1億円以下	年50,000円	年2,500円	年52,500円
資本金等の額が 1億円超 10億円以下	年130,000円	年6,500円	年136,500円
資本金等の額が 10億円超 50億円以下	年540,000円	年27,000円	年567,000円
資本金等の額が 50億円超	年800,000円	年40,000円	年840,000円

1 算定期間中、事務所等の新設又は廃止があり、事務所等を有していた期間が1年に満たない場合は月割り計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

2 熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入しており(上表に示す「超過税率」の部分)、その額は、標準税率の5%相当額です。

「熊本県水とみどりの森づくり税」に関することは、次をご参照ください。

【<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/moridukurize.html>】

## 2 法人事業税

### 税率の変更

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されました。なお、地方法人特別税は国税であり、県が法人事業税と併せて賦課徴収し、国に払い込みます。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度の申告のポイント

- ・法人事業税の税率が変わります。
- ・従来同様、法人事業税とあわせて、地方法人特別税の申告が必要となります。
- ・各法人の法人事業税と地方法人特別税と合わせた税負担は、ほとんど変わりません。
- ・H26.10.1以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下のとおり経過措置が設けられています。

○法人事業税の予定申告額 前事業年度の法人事業税額 × 7.5 / 前事業年度の月数  
 ○地方法人特別税の予定申告額 前事業年度の地方法人特別税額 × 4 / 前事業年度の月数  
 ○法人県民税法人税割の予定申告額 前事業年度の法人県民税法人税割額 × 3.8 / 前事業年度の月数  
 平年度はそれぞれ前事業年度の税額 × 6 / 12 = 予定申告額 となります。

### 法人事業税の納める額

#### (1) 外形標準課税対象以外の法人

法人	区分	税率		
		H26.9.30までに開始する事業年度	H26.10.1以後に開始する事業年度	
普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額、 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	5.3%	6.7%
特別法人 (協同組合、 信用金庫、 医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額、 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	3.6%	4.6%
電気、ガス供給業、 損害・生命保険事業を行なう法人	収入割	収入金額	0.7%	0.9%

#### (2) 外形標準課税対象法人(所得課税法人で資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く))

割区分	区分	税率		
		H26.9.30までに開始する事業年度	H26.10.1以後に開始する事業年度	
所得割	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%	3.2%
		所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	2.9%	4.3%
付加価値割	付加価値額総額	0.48%	0.48%	
資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%	

- 1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。
- 2 上記の所得区分は事業年度が1年に満たない場合は月割計算して区分します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
- 3 上記の割区分毎に算出した税額の合計が法人事業税額となります。
- 4 付加価値額総額とは、報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料及び単年度損益の合計です。
- 5 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます。
- 6 付加価値割と資本割の税率は、変更されていません。
- 7 平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

(3) 分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、下表の区分により、課税標準額の総額を分割したうえで、税額を算出してください。(平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

事業の種目	課税標準の分割基準	
非製造業( )	課税標準の1/2 : 事務所数	課税標準の1/2 : 従業者数
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)	

鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業は、軌道の延長キロメートル数や固定資産の価額を分割基準とします。

3 その他

(1) 端数計算の方法

課税標準額	1,000円未満の端数(又は全額が1,000円未満)	切り捨て
税額	100円未満の端数(又は全額が100円未満)	切り捨て

(2) 中間申告について

法人税額の中間申告額が10万円以下である場合は、法人県民税及び法人事業税のいずれについても中間申告(前事業年度の実績に基づくもの(予定申告)又は仮決算に基づくもの(中間申告)の申告納付)の必要はありません。(ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人を除く。)

なお、外形標準課税の対象となる法人については、法人事業税の中間申告(前事業年度の実績に基づくもの(予定申告)又は仮決算に基づくもの(中間申告)の申告納付)が必ず必要となります。

(3) 「利子割額の均等割への充当」について

利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄に必ずチェックしてください。なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されません。

(4) 法人県民税・事業税に係る納付書について

法人県民税・事業税額を納付される際に、市販ソフト等で作成された納付書を使用された場合、電算管理において支障をきたす恐れがあります。このことから、次の何れかの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

本県から、申告書用紙を送付した際に添付されている納付書又は別途本県から送付した納付書  
本県ホームページ【税務課「申請書ダウンロード」「法人関係納付書様式」】に掲載された納付書  
を使用される場合は、本県から送付している「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税(お知らせ)」に記載されている「納税者番号」及び「消込枝番」を必ず記載してください。(納税者番号等が不明の場合は本パンフレットの最後に記載されている県央広域本部税務部課税第一課にお問い合わせください。)

(5) 申告書の送付及び受付について

税務上の申告書や申請書・届出書は信書にあたるため、これらは郵便物又は信便物として送付していただく必要があります。小包郵便物(ゆうパック等)は、郵便法の定める郵便物ではなくなりました。郵便又は信書便を利用して申告書を送付された場合は、その通信日付印に表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合は、到着した日が提出日となりますので御注意ください。

4 地方法人特別税

地方法人特別税を納める人

法人事業税(所得割、収入割)の納税義務のある法人

納める額

区 分	税 率	
	H26.9.30までに開始する事業年度	H26.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象以外の法人の所得割額	81%	43.2%
収入金課税となる法人の収入割額	81%	43.2%
外形標準課税対象法人の所得割額	148%	67.4%

税額の算出方法

法人事業税

所得金額又は収入金額 × 法人事業税の税率 = 所得割額又は収入割額

地方法人特別税

所得割額又は収入割額 × 地方法人特別税の税率 = 地方法人特別税額

繰越欠損金額等の控除額を申告書に記載した場合は、必ず明細書を添付してください。

第六号様式別表九

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書		事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名				
控除前所得金額 第6号様式70 - (別表10 又は <sup>21</sup> )		円		所得金額控除限度額 × $\frac{80 \text{又は} 100}{100}$				円			
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金		当期控除額 (当該事業年度の と ( - 当該事業年度前の の合計 額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 ( ( - )又は別表11 )					
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金		円		円			
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金				円			
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	欠損金額等・災害損失金							
計											
当 期 分	欠損金額等・災害損失金				欠損金の繰戻し額						
	同 上 の う ち	災害損失金								円	
		青色欠損金									
合計											
災害により生じた損失の額の計算											
災害の種類				災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		平成		年		月 日	
当期の欠損金額		円		差引災害により生じた損失 の額( - )						円	
災害により生じた損失 の額				繰越控除の対象となる損失 の額( と のうち少ない金 額)							
保険金又は損害賠償金 等の額											

申告書等の提出先 熊本県県央広域本部税務部課税第一課

〒860-8570 熊本市中央区南千反畑町4-33

TEL 096-352-4111(代表)

(H26.10)